

改 正 後			改 正 前		
特定分別基準 適合物	業 種	比 率	特定分別基準 適合物	業 種	比 率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五四・七五	容器包装に係る分別収集及び再商品化の	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五七・九一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第四号（抄））

○農務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第四号

環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 山本 有二
 経済産業大臣 世耕 弘成
 環境大臣 山本 公一

規則第四号第一号に規定する分別基準適合物	促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四号第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一三・〇一
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二九・一七	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二〇・三九	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二〇・三六	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・三二	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の三・七八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の五〇・四五	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一七・九三	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二七・三五	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・一五	

規則第四号第一号に規定する分別基準適合物	促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四号第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一三・〇三
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二五・九八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二〇・二四	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の二〇・五三	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・三一	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の三・三四	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の五一・七三	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一八・三八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・一九	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・二五	

規則第四号第一号に規定する分別基準適合物	規則第四号第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・九〇
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・二七	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・七八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・一八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の四〇・七八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の五・三七	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・八七	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・五〇	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一・九九	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一・八二	

規則第四号第一号に規定する分別基準適合物	規則第四号第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・〇五
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・二七	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・五八	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇・一〇	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一三・四三	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇・四七	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一・八四	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一・八五	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一・八五	
	規則別表第二の一の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一三・三一	

規則第四條第五号に規定する分別基準適合物											規則第四條第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄の子に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の五・二二	規則別表第二の六の項の下欄の五・八四	規則別表第二の五の項の下欄の二・八六	規則別表第二の五の項の下欄の九二・五九	規則別表第二の五の項の下欄の四・五五
九・六〇	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	五・二二	五・八四	二・八六	九二・五九	四・五五

規則第四條第六号に規定する分別基準適合物											規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄の子に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の五・三七	規則別表第二の五・八八	規則別表第二の二・五八	規則別表第二の九三・一九	規則別表第二の四・二三
一〇・三五	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	一〇〇分の	五・三七	五・八八	二・五八	九三・一九	四・二三